

南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」の商標使用に関する取扱要綱

平成25年7月17日

告示第36号

(目的)

第1条 この要綱は、南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」(以下「キャラクター」という。)の商標使用許可等に関し、必要な事項を定めることにより、キャラクターの適正な活用を図り、本町のPR及び活性化等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、キャラクターとは、町が定めたキャラクターの基本デザイン(別に定めるデザインマニュアル)及び町長が別に定めるその他デザインのことをいう。

(権利)

第3条 キャラクターに関する一切の権利は、町に属する。

(使用の許可申請等)

第4条 キャラクターのデザインを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ町長の許可を得て第9条を遵守し使用しなければならない。ただし、個人で楽しむ範囲で使用するときは、この限りではない。

2 直接利益を得るものにキャラクターを使用する場合は、南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」商標使用許可申請書(様式第1号)に必要書類を添えて町長に提出し、許可を受けなければならない。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」商標使用届出書(様式第2号)と必要書類を添えて提出しなければならない。

(1) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

(2) 直接利益を得ないものに使用するとき。

(3) 町内外の自治会等の住民組織や各種団体が、地域への奉仕活動又は地域活性化につながる活動において使用するとき。

4 同条の規定にかかわらず、キャラクターの使用が次の各号のいずれかに該当する場合には、手続を省略し口頭報告のみとすることができる。ただし、町が報告者に対し申請内容に関する資料の提出を求めた際は、報告者は提出しなければならない。

(1) 国及び地方自治体、その他関連機関、学校等の機関が使用するとき。

(2) 町と協定を締結した団体が協定に伴う事業で使用するとき。

(3) 町の後援又はキャラクターが出演するイベント等の主催者が、イベント等の告知物

等を作成するとき。

(使用の許可)

第5条 町長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を許可するものとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第5号に規定する暴力団等及び同条第6号に規定する暴力団員が使用する又は使用する可能性があるとき。
- (3) 特定の個人、団体、法人(地方自治体は除く。)又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあるとき。ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められるときは、この限りでない。
- (4) 特定の政治的、思想的若しくは宗教的主張を表現したものや活動に使用、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (5) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33号に規定する連鎖販売取引と認められるとき、又はそのおそれがあるとき。
- (6) 不当な利益を得るために使用すると認められるとき。
- (7) 自己の商標、意匠等として独占的に使用し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (8) 町の品位を傷つけ、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (9) キャラクターの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあるとき。
- (10) キャラクターのイメージを損なうおそれがあるとき。
- (11) キャラクターのイラスト等の著しい変形を行うとき、又は立体物でその表現がイラスト等の立体物と認められないとき。
- (12) キャラクターのデザインを第10条に規定する項目に基づき使用せず、又は使用しないおそれがあると認められるとき。
- (13) その他町長が使用について不適當であると認めたとき。

(申請者への通知)

第6条 町長は、キャラクターの商標の使用を許可したときは、南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」使用許可通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(使用料)

第7条 キャラクターのデザインの使用料は、無料とする。

(使用許可期間)

第8条 キャラクターの使用許可の期限は、使用を許可した日から3年度間を限度として町長が決定する。

- 2 使用期間の満了後において、許可した商品等の在庫が残っている場合は、当初の許可内容(使用目的、使用方法、使用数量)を変更しない限り、改めての変更の申請は不要とし、期間満了後も、在庫がなくなるまで引き続き使用を許可する。
- 3 使用許可の期間満了後において、引き続きキャラクターを使用しようとするときは、新たに第5条の許可を受けなければならない。

(使用上の遵守事項)

第9条 キャラクターのデザインの使用許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。ただし、町長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 使用許可を受けた目的及び用途のみに使用し、町長が指示する使用条件に従うこと。
- (2) 定められた色、形状等を正しく使用すること。ただし、イラストの形態により定められた色や形状等で使用できない場合は、デザインマニュアルに定められた色に限りなく類似した色を使用し、キャラクターのイメージを損ねない形状で使用する。
- (3) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (4) 使用者は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (5) 商標登録出願を行わないこと。
- (6) 申請する際は、商標使用の形状が分かる画像又は写真等を町長に提出すること。

(許可内容の変更)

第10条 使用者が、許可された内容について変更しようとするときは、あらかじめ南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」商標使用変更許可申請書(様式第4号)を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

- 2 町長は、前項の規定に基づき、許可することが適当と認めた場合は、南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」商標使用(変更)許可通知書(様式第5号)により通知するものとする。
- 3 使用者は、変更申請の許可後についても、第9条の規定を遵守しなければならない。

(使用許可の取消し)

第11条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用許可を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。
 - (2) 偽りその他不正な手段により、使用許可及び使用変更許可を受けたとき。
 - (3) 第9条の規定に違反したとき。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が不相当と認めたとき。
- 2 町長は、前項の規定により許可を取り消したときは、使用者に対し、その理由を明記した南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」商標使用許可取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。
 - 3 第1項の規定により許可を取り消された者は、許可取り消しの通知があった日以後、当該許可に係る物件をいかなる場合にあっても使用してはならない。
 - 4 町長は、許可を取り消されたものに対して当該許可に係る物件の回収を求めることができる。
 - 5 前項に規定する物件の回収等、使用許可の取り消しに伴い発生する費用の一切は、許可を取り消された者が負担するものとする。
 - 6 町長は、許可を取り消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(責任の制限)

第12条 使用者が、キャラクターのデザインの使用によって第三者に対して損害または損失を与えた場合でも、町は損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターのデザインの使用に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」商標使用許可申請書

平成 年 月 日

南伊勢町長 様

申請者 住 所
団体名
氏名（代表者名） 印

下記のとおり「たいみー」を使用したいので申請します。
なお、申請にあたり注意事項を確認し、南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」商標使用に関する取扱要綱を遵守します。
使用条件に違反した場合、許可の取り消しを受けても異議を申し立てません。

記

1 使用目的				
2 使用方法				
3 使用数量				
4 使用期間 (3年以内)	平成 年 月 日 ～ 平成 年 3月31日			
5 その他				
6 担当者 連絡先	氏名		所属	
	電話		FAX	
	メールアドレス			
添付書類	1. 企画書（レイアウト原稿や設計図等、使用方法が確認できるもの） 2. 申請者の概要書 3. その他参考になるもの			

注意事項

- (1) 町長が定めた形、色等の規格に沿って正しく使用すること。
- (2) 許可を受けた内容に従って使用すること。
- (3) 使用前に当該使用に係る物件の完成画像（または写真）を速やかに町長に提出すること。
- (4) 変更が生じた場合には、速やかに変更申請書を町長に提出し、許可を受けること。

様式第2号（第4条関係）

南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」商標使用届出書

平成 年 月 日

南伊勢町長 様

申請者 住 所
団体名
氏名（代表者名） 印

下記のとおり「たいみー」を使用したいので届出します。
なお、使用にあたり注意事項を確認し、南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」商標使用に関する取扱要綱を遵守します。

記

1. 使用目的

2. 使用方法

3. 使用数量

4. 使用期間 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日
(3年以内)

5. 担当者連絡先 氏 名
電 話 /FAX

6. 添付書類 企画書（レイアウト原稿や設計図等、使用方法が確認できるもの）

様式第3号（第6条関係）

南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」使用許可通知書

年 月 日

様

南伊勢町長 ○○ ○○

平成 年 月 日付けで申請があった南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」の使用について、南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」商標使用に関する取扱要綱第6条（第10条）の規定に基づき、下記のとおり許可します。

記

1 使用目的

2 使用方法

3 使用数量

4 使用期間 年 月 日 から 年 月 日

5 許可番号

6 その他

- ・南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」取扱要綱を遵守の上、使用すること。
- ・許可を受けた内容に従って使用すること。
- ・変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を町長に提出し、許可をうけること。

様式第4号（第10条関係）

南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」使用変更申請書

平成 年 月 日

南伊勢町長 様

申請者 住所
団体名
氏名(代表者名) 印

平成 年 月 日付け、第 号で使用許可を受けた内容について、下記のとおり変更
したいので、申請します。

記

1. 変更内容

※変更に伴うレイアウト原稿等を添付してください。

様式第5号（第10条関係）

南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」使用（変更）許可通知書

年 月 日

様

南伊勢町長 ○○ ○○

平成 年 月 日付けで申請があった南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」の使用（内容変更）について、南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」商標使用に関する取扱要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり許可します。

記

- 1 使用目的
- 2 使用方法
- 3 使用数量
- 4 使用期間 年 月 日 から 年 月 日
- 5 許可番号
- 6 その他

様式第6号（第11条関係）

南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」商標使用許可取消通知書

年 月 日

様

南伊勢町長 ○○ ○○

平成 年 月 日付け、第 号で許可した南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」の使用について、南伊勢町マスコットキャラクター「たいみー」商標使用に関する取扱要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり許可を取り消します。

記

（事由）

様式第1号(第4条関係)

様式第2号(第4条関係)

様式第3号(第6条関係)

様式第4号(第10条関係)

様式第5号(第10条関係)

様式第6号(第11条関係)